医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

期間:2024年1月~12月 件数

区分1に分類される手術	
頭蓋內腫瘤摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術	
靱帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術

その他の区分	
人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)	0
及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステン	0
ト留置術	U